

垂水市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル公告

垂水市公共施設照明LED化事業について、次のとおり公募型プロポーザルを行う。

令和8年2月5日

垂水市長 尾脇 雅弥

1 事業の概要

(1) 事業名

垂水市公共施設照明LED化事業

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年12月31日まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額

120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

2 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。なお、必要に応じ、本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有していることは問わない。
- (2) 業務及び施工については、建設業法や電気工事士法等、必要な法的資格等を保有していること。
- (3) 電気工事の資格を有する者を、当該業務の総括責任者として専任で配置できること。
- (4) 垂水市入札参加資格を有する者、かつ、令和8年2月5日から契約日までの間のいずれの日においても、垂水市物品調達等有資格業者の指名停止等に関する規程（平成11年訓令第1号）による指名停止を受けていないこと。ただし、

参加表明時点において、垂水市入札参加資格を有しない者は、最優秀者に選定された場合には、契約までに垂水市入札参加資格業者の登録を行うこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 直近 3 年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (8) 垂水市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条第 2 号の規定に該当する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者）がいない者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告	令和 8 年 2 月 5 日（木）
(2) 参加表明書の提出期限	令和 8 年 3 月 2 日（月）
(3) 質問受付期間	令和 8 年 2 月 6 日（金） ～ 2 月 20 日（金）
(4) 質問回答期限	令和 8 年 2 月 24 日（火）
(5) 企画提案書提出要請通知	令和 8 年 3 月 3 日（火）
(6) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 13 日（金）
(7) 第 1 回選定委員会	令和 8 年 3 月 上旬～中旬
(8) 第 2 回選定委員会（プレゼン等）	令和 8 年 3 月 下旬
(9) 結果通知及び契約締結	令和 8 年 3 月 下旬

4 プロポーザル及び契約に関する事務の担当部署

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地

垂水市役所 財政課 契約・財産管理係

電 話：0994-32-1096（直通）

F A X：0994-32-6625

E-mail：t_kanzai@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

5 その他

詳細は、「垂水市公共施設照明 LED 化事業募集要領」及び「垂水市公共施設照明 LED 化事業 仕様書」に記載のとおりである。